

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 六 第 卷九十二第

行發日一月二十年四和昭

論 叢

地租に於ける累進 法學博士 神戶 正雄
 運賃負擔力の表現としての容積と重量 經濟學博士 小島昌太郎
 平均生産力説について 文學博士 高田 保馬

說 苑

貨幣價值決定原理の一考察 經濟學士 柴 用 敬
 所謂公開市場取引に就いて 經濟學士 島 本 融

講 演

明治政府の貸附金 經濟學士 吉川 秀造

雜 錄

國民的産業としての生糸 法學士 勝山 勝司

地方税不動産取得税 經濟學士 安田 元七

藤澤斗南士族の就産 經濟學士 堀江 保藏

統計拾穗抄 法學博士 財部 靜治

株價指數に就いて 經濟學士 益田 熊雄

近著外國經濟雜誌主要論題

附 錄

本誌第二十九卷總目錄

經濟論叢

第二十九卷 第六號 (通巻第百七拾四號)

昭和四年十二月發行

論叢

地租に於ける累進

神戸 正雄

緒言 (本論の目的)

第一段 土地累進課税の理由 (一)地租比例の理由(A)公正の見地(イ)應能公平(ロ)應益公平(B)課税技術上の見地(二)地租累進の理由(A)應能公平の見地(B)社會政策上の見地(C)經濟政策上の見地(D)道義上の見地)

第二段 土地累進課税の方法 (一)普通又は固有の累進に依るもの(A)其單純なるもの(イ)少き段階に於ける超過累進とするもの(ロ)各級に各一定税金額を課するものは各課税標準の全額に各別の税率を適用するものに(ニ)別異の控除額を定めるもの(ハ)別異の乗率を適用するもの(B)基本税に追加税を併課するもの(イ)比例追加税とするもの(ロ)累進追加税とするもの(二)特殊累進(A)土地の管理方法による差等課税(イ)自作と小作(ロ)在住地主と不在地主(B)土地の用法による差等課税(イ)利用促進の爲めの特別輕税(1)一定の利用情態への特別輕税(2)利用の速なるものへの特別輕税(3)抑壓を要するもの特別重税(1)奢侈用地(2)不利用地(C)土地の等

級による差等課税(D)救済の爲めの差等課税)

結論 (全文の要旨)

緒言

由來、地租の税率といへば、其は比例に定まつたもの、やうに考へられて居る(註一)。然るに地租が段々、收益税からして部分財産税に、又は部分所得税に變化しつゝあつて(註二)、隨ふては又、段々と比例率に甘んじないで、累進率を採り入れる傾向を示して居る(註三)。特に近代的なる能力原則の精密なる考察が行はれ、社會政策上の深刻なる考慮が拂はるゝに隨ひては、益々此地租にも累進を適用したいといふ考が盛んになつて來る。今日までの處では、まだ舊來の考が支配して居るけれども、段々と此方に進みつゝあるのは事實で、學說にも此が認められ、立法例にも既に可なり多く此傾を見せて居る。我邦の新立法も此點については尙ほ舊式其儘であるが、私は多少此點について考直して見るの必要なきやと思ふので、即ち我邦立法家の注意を促すべく、茲に敢て此一文を作る。

(註一) 例之、クラインウエヒターは、租税累進の考は地租には知られない。土地所有の大小に關係なく、税率が同一に止まるといふ。

(註二) ヘツケルは、人は歴史的に傳來した形に於ける收益税としての地租を全く廢止して、之を交通價值減帳の基礎の上

に、部分財産及補充税に變形し得と爲し、ベラフェルデスは、今日、地租は財産税又は所得税の形を探るといふて居る。²⁾

(註三) エーベルヒは、近頃、社會的感情の壓迫の下に、收益税體系を有つ國にても、累進率を探つたときに、其は、各個の收益税を部分所得税に變形し、之と關聯させることによりてのみ可能であつたと爲し、プロイヤーも、近時代に於て、地租が部分財産税の方向に發達すればするほど、又は所得税の原則に近づけば近づくほど、此にて愈々多く、租税負擔の差等課税が行はるゝことになつたといふ。尙又、プロイヤーは、別の處にて、一般所得税及累進財産税の成形と並行して、此等の税に於ける税率の原則が、地租にも採用さるゝことゝなつたといふて居る。³⁾

第一段 土地累進課税の理由

何故に近頃、地租にも累進を採用するに至つたか。其を考へる前に何故に從來、地租に比例を當然と考へたかからして考察して見る。

(一) 地租比例の理由

(A) 公正の見地

(い) 應能公平——地租に比例を當然としたのは其は主としては、此が一の收益税として、物税として、物を見て人を見ず、各箇の地片に就いて、其を各個的に又客觀的に見て課したので、あるからである(註四)。若も此に累進を課すとしたならば、其時には各地片の價値の大小に依りて累進としては、齊しく土地から大なる收益又は所得を擧げつゝも、大なる地片を少數に有つ人と、小

2) Heckel, Fw. I. S. 267-268. Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 406.

3) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 195. Bräuer, Ertragsteuern. (Handbuch der Fw. V-I-A.) S. 21. Derselbe, Grundsteuer. (Elster, Handwörterbuch der Stw. 4 Aufl. IV.) S. 1250.

な地片を澤山に有つ人との間に負擔の不公平を生ずるから、其は採れない。で其は各人に就いて其人に屬する(といふても自然人の一人一人についてといふのでなく、一家族を單位としやう)凡べての土地(又は同種土地、例之、田畑とか宅地とかにて各別にて)を集計して、其價値の大小によりて累進とするの外ないが、其れにしても、各人の土地に於ける價値の大小のみから累進とすることに、土地以外の所得又は財産の大小が無視せられて、其の爲め能力に對して不公平といふことになり得る。即ち甲といふ人は土地から一萬圓の所得を收め、併し其外に何等の所得を有たぬのに、乙といふ人は土地から僅かに一千圓しか所得を挙げぬけれども、有價證券から百萬圓の所得を收めるといふときには、甲は乙に比して全體上、能力が割合に小さいのであるのにも拘らず、土地の累進課税からしては割合に重い率が適用せられることになるといふ不都合を見る(註五)。又、甲乙二人が同額の例之、一萬圓の所得を挙げるとしても、甲は土地のみから之を挙げ、乙は土地以外の色々のものから之を挙げ、随つて土地からしては唯だ一千圓しか挙げぬといふときにも、土地の累進課税によりては、甲が過當に重い率を課せらるゝといふことになる(註六)。で地租にては強ひて此様な不公平可能を有つ人工的の累進に出でるよりは、最自然的なる客觀的な比例の方が穩當だといふことになる。

(註四) 前註一参照。尙ほ、グルンツェルは、地租にては人的事情の考慮(所得税が免稅點及累進にて行ふやうな)は不可能だ

と爲し、ロツツも、地租では累進を適用するのが通例でない。何せとなれば此税の賦課の技術にて全く個人的給付能力が考慮されないからといふ。⁴⁾

尚、廣く収益税にて累進の行はれ難きことについての諸學者の態度は、前の營業税に於ける累進にて示した通りであるが、其他 ロツシア⁵⁾も、収益税にては累進原則の適用については唯例外的のみ考へらるゝを得と爲し、フオツケ⁶⁾も、収益税に累進を實行すべき方法なし。累進は収益税にては必要でない。此が所得税に委ねらるゝを得と爲し、プロイヤ⁷⁾も、客觀的に、成形された収益税に關するだけでは、純粹なる比例税率が與へられたものだ⁸⁾と爲し、ブレイン⁹⁾も、累進は論理的には、直接人税にのみ適用せらるゝを得る。財産税が所有者を顧みないで、物の上に課せらるゝときに、累進は行はれずと爲す。⁵⁾

(註五) セリグマンは、不動産の大片の所有者が小土地所有者よりも給付能力の一層小さいことがあり得る。其は前者が後者よりも一層小さい動産を有つが爲めといふ。⁶⁾

(註六) セリグマンの分科所得税の累進の不公平の説明が之に當る。曰く、假りに累進が第一の一萬弗に百分二を課し、次の一萬弗を増加する毎に百分一を加ふるものとすれば、Aが五の各の源から均等に一萬弗づつの所得を擧げ、合計五萬弗なれば、凡べての源からの所得に百分二づつを拂ひ、合計一十萬弗の税にて済むことになる。然るにBが同額(五萬弗)の所得を唯一の源から擧ぐるときは、其五萬弗に百分六を適用して、三萬弗を拂ふことになる。此の如き不公平は忍ぶべからずと。⁷⁾

(ろ) 應益公平——地租に於て、例之、地方税の場合のやうに利益原則加味の行はるゝだけにては、むしろ比例が至當だといふこともある。けれども、其は地方税だけの事であり、また其にても單に加味さるゝ程度の事柄であるから、あまり重きを置くべきものではない。

(B) 課税技術上の見地(隨つて結局は公平の見地)——からして、假りに地租を累進とし、或人又

4) Gruntzel, Fw. S. 59. Lotz, Fw. S. 252.
5) Roscher, Fw. 5 Aufl. I. S. 448. Vocke, Fw. S. 277. Bräuer, Grundsteuer. S. 1250. Plehn, P. f. 5 ed. p. 96-97.
6) Seligman, Progressive taxation. 2 ed. p. 307.
7) Seligman, l. c. p. 312.

は或家に屬する凡べての土地又は同種類の土地を集計して、其價値の大小に應じて累進とすると
きには、人が其土地を他人の名義のものとし、土地所有を分散することによりて、低き累進率を
適用せしめ、逃脱を計畫することになる。而かも課税技術上、之を防ぎやうがなく、随つては立
法者の期待に反した不公平なる負擔となる。だから之を避ける爲めに比例にしやうといふのであ
る。如何にも此は起り得ることではあるけれども、他人名義に移すといふことは可なりに危険の
伴ふことであり、實際そんなに、多くは行はれぬであらう。兎に角、此點を考慮に入れるとき
は、累進よりは比例の方が採るべきものだといへる。

(二)地租累進の理由——抑々地租に累進の行はるゝに至つたのは、此は前にも一言したやうに、其
が部分財産税、部分所得税に成形されるやうになつたのに因るけれども、又一面からいふと、齊
しく収益税中にて、夙に勤勞収益税、資本利子税にて先づ以て累進が行はれた、其が次第に地租
にも及ばされることになつたのだともいはれ得る(註七)。其は此累進採用についての沿革的の事由
であるが、更に進んで之が理論的の根據を分析して見やう。

(註七) プロイヤーは、獨逸支分邦にて發展したる収益税が累進税率の普及の促進者となつた。特に十九世紀の上半に於ける
給料及勞働報酬税が此發展の擔當者となり、一部は愈々多く部分所得税の方向に進みたる資本税又は資本利子税もが此に貢
獻したといふ。

(A) 應能公平の見地——に於て、土地の各片に就いて累進課税をしては不公平だが、既に或度まで人的に、即ち或人又は家に屬する凡べての土地又は同種土地を集計して、其價値の大小に應じて累進課税するのであれば、或度まで其が公平に適ふと爲し得る。即ち土地を或度以上に多く有つ人、或度以上の大な價値に上ぼる土地を有つ人は、假令他の源から何等の所得を擧げずとして、其大價値の土地關係だけからでも、既に相當に大な能力を有つ人として良い。そして或度以下の小價値の土地しか持たぬ人は、別に土地以外の大所得源をも併せ持つといふこともあり得る、隨つて必ずしも比較的小さな能力しか持たぬとはいへないけれども、彼が土地以外のものを有つても、其があまり大なものでないといふこともあり得るし、又土地以外に全く何ものも財源を有たぬといふこともあつて、隨つて其人の全體の能力の小さいことが少くない。だから地租の累進、即ち土地所有のみに於ける累進は、人の全能力を擧げた場合ほどに、能力の大小を推定し得ず、隨つて其場合の累進ほどには眞に公平であるといへないにしても、或度まで其にて能力の大小を推定し得られ、之によりて或度の公平が得られて居るとして良い(註八)。又此に於ける累進の公平が、全き人的能力を擧げた場合の累進の公平に比して劣るもの、あるのは見落してはならず、多少大まかな公平としなければならぬ。だからして其累進の段階は比較的少數のものでなくてはならない。

(註八) ニツチは、地租が全く資本の所得を課税し且つ其が人的事情を考慮するときには、此が眞實には、所得税の性質を有し、累進課税を至當とすることになると爲し、それからフィスチングは、收益の増加と共に、利益及給付能力の度が上るから、收益税率の累進的成形(下から上に、上限まで緩かに上げる所)が勤めらるゝと爲すが、彼の說中、利益の度も上げるとするのは當らぬ。たゞ能力の度は、收益の大となるに隨ひ或程度まで上げるといふことは首肯される。

(B) 社會政策上の見地——上にいふやうに地租の累進は能力原則からも一應は説明がつくけれども、何ほどが徹底を缺く嫌がある。併し此に社會政策上の事由をつけるごときに、可なりに強力なる辯護説を見出すことを得る。或人又は家に屬する凡べての土地又は同種土地の價値の大小によりての累進は實に土地の兼併を抑制するといふ社會政策上の効果を有つ。土地は實に田舎に於ける其にても、都會に於ける其にても、其が少數人に集中することは社會上望ましくない。之を累進課税によりて何ほどか緩和するといふことは見逃してはならない(註九)。其他、此土地については不在地主は在住地主よりも望ましからざるものとして、此にも差等課税を爲し、即ち之につき特殊累進を行ふ理由があるし(註一〇)、更に自作は小作よりも選むべきものとして、より軽く課税するの理由があり、即ち茲にも一の特殊累進が行はれて良い(註一一)。それから天災地變によつて不利を被つた土地を然らざる土地よりも輕率にするといふのも、社會政策の見地からして當然である。

(註九) 澳洲、ニュージールランド、及米國のオクラハマ等の累進地租は主として此目的を有つて居つた。¹⁰⁾

9) Nitti, Principes (traduit par Freund). II. p. 29-30. Fuisting, Grundzuge der Steuerlehre. S. 391.

10) Lotz, a. a. O. S. 302. Seligman, l. c. p. 117. Jensen, P. f. p. 293. 297. 432. Hunter, P. f. p. 294. Mills, Taxation in Australia. p. 125.

尙ほ、此土地兼併の抑制には社會政策上のみならず、經濟政策上の考慮も加はつて居る。ニッチは之につき、工業にては結合共同が生産の一層の發展を可能とするのに、田舎の大土地所有は之と異り、往々にして最良及最適當なる生産の形式を表はさないと云ふに於て、愈々以て地租の累進が許さるゝといふて居る。¹¹⁾

(註一〇) 濠洲及ニュージーランドの地租には一部、此目的が存して居る。¹²⁾

(註一一) 既にアダムスミスが、地主が自ら其土地の一部を耕すときには、之に相當の減税が許さるべきものだといふた。¹³⁾

(C) 經濟政策上の見地——經濟政策又は特に生産政策の見地からして、土地の種類の間、或も之を望ましきものと、他のものを望ましからずとすることがあり、隨ふて此間に差等課税、隨ふて又、特殊の累進の勧めらるゝことがあり得る。例之、改良地を不改良地よりも輕課し(註一二)、間地(不利用地)を利用し、殖林地を永續的に又は一定期間、寛大に課税し、開拓又は開發地を一定期間緩かに課税し、開拓又は利用の早きものに其の後れたるものよりも輕く課税するが如き(註一四)である。

(註一二) ロビンソンは、富の中にて、通例の經濟的勤務の報酬でないことを得、隨ふて斯かる勤務の供給を維持するに必要ならざる部分を區別することが可能なきときは、生産を打撃することなくして、此部分を課税するを得る。例之、不改良土地の價值が、所有者によりて此に置かれたる仕事又は資本に屬しないといふ。ハンターは、濠洲の或ものにては(後段に例が出る)、産業の發展を奨励する目的にて改良が税から免ぜられて居るといふ。¹⁴⁾

(註一三) スタンプは、ヒューストンの間地稅案を評して、此が永く続けば續くほど、人民の多數のものゝ利益は一層大となるといふて居る。¹⁵⁾

11) Nitti, l. c. p. 30.
12) Lotz, a. a. O. S. 302. Jensen, l. c. p. 297. Hunter, l. c. p. 294.
13) A. Smith, Wealth of nations. V. II. II.
14) Robinson, P. f. p. 64. Hunter, l. c. p. 294.
15) Stamp. The fundamental principles of taxation. p. 183.

(註一四) 獨領キヤウチャウにて、當時政府からも拂下げられた土地が一定期間に建築されなかつたとき、又は許可條件と異つた建築をしたときには、税を高めることとした。¹⁶⁾

(D) 道義上の見地——此は見様によりては社會政策上の見地の中に含むともいはれるが、併し又之を別箇の見地としても見る事が出来る。即ち元來、土地は自然物で、自然が人類共同に與へた贈物であり、或人に與へたのではなく、人類共同に與へた。即ち本來公共的のものであり、少數人の私有し獨占すべきものではない。勿論、今日の土地には自然の其の上に人間の改良が加はつて居り、人の努力乃至資本が注ぎ込まれても居る。又人が土地を買取るときに、此土地本來の自然物たるもの、價值もが、之に注ぎ込まれたる改良の價值と一緒に計算せられて對價が支拂はれ、かくて買収者が他の方面にて人力によりて得たる資本が此土地に置かれたことにもなり、其土地の價值は最早、自然物たらずして、人工物だともいはれ得る。けれども其は全く人の作つた經濟制度の結果であつて、土地其もの、本來、自然物であつて人類共同への贈物だといふ性質を打消すことは出来ず、そして此が本來、何人にも入用なものであつて、其が少數の人の手に集中されて、大多數者が之につき少數者の爲めに死命を制せらるゝといふことは實に悲しむべきことである。だからして社會制度としても之が所有には相當の制限をすることが望ましく、隨つては社會政策上、土地累進課税を勧めるの理由ともなるのだが、之を別として、各人の道義として

16) Lotz, a. a. O. S. 302.

も、人は元來、唯だ經濟上の利益のみを追ふてはならない。常に高き道義上の準則に従ひ、道義に合したる生活を營まなければならぬ。此見地に於て、人は土地の經濟上の性質の外に、其道義上の性質をも考へ、之を其手に集中することを遠慮し、假令避くべからずして之を集中したとしても、之に關する限りは單なる私利のみでなく、廣く公の利益を考へ、多數民衆の利益を進め、公共の福利を害しないやうに使はなければならぬ。經濟制度上、此が私有を許されても、別に道義上負ふもの、少くないことを注意すべきものとする。そして國家も亦た此各人に於ける土地道義の進むやうに意を用ゐなければならぬ。即ち此點からして見て、人が或度以下の小な土地を有つのは社會上他人の利益を害することが少いけれども、あまりに大な土地を有つに於ては、直接間接に多くの人々に迷惑をかけ社會利益を損するの傾が大いのである。かくて土地の累進課税が此土地に於ける所有者に、其道義を反省せしめるの手段となり、此土地道義を維持することに貢献し得る。

第二段 土地累進課税の方法

土地累進課税の理由は上の如しとして、次ぎに之が課税方法には色々ある。

(一) 普通又は固有の累進に依るもの、即ち課税標準たる收益、收益能力、又は地價の金額の大小に

依り差等課税するもの、

(△) 其單純なるもの——にも詳しくいふと色々の方法があり、其中にても恐らくは、

(い) 少き段階に於ける超過累進とするのが(註一五)、一番公平であり且つ遁脱を少くする所以のものでもある。が此外に、

(ろ) 各階級の課税標準に、各一定税金額を課することも出来、

(は) 其各階級に屬する各課税標準金額の全き額に、各別の税率を適用することも出来るし(註一

六、

(に) 各級に於ける各の課税標準からして各級別異の控除金額(課税標準大なるほど小さい控除額

を定めて)を控除して其殘高に一率の税率を適用することも出来る(註一七)。或は、

(ほ) 各級の各課税標準に、各級別異の乗率($\frac{1}{10}$ 、 $\frac{2}{10}$ 、 $\frac{3}{10}$ 、……、 $\frac{10}{10}$)を乗じて得たるものに一率の税率を適用することも出来る。

(註一五) 獨逸支分邦中の普魯西に於て、其の農用地に一九二七年法にては地價十萬馬克までには、其第一の一萬馬克には一千馬克につき十布、次の三萬馬克には一千馬克につき十五布、次の六萬馬克には一千馬克につき二十布、十萬馬克以上にては、其超過額に對し一千馬克につき二十五布とす。ヘッセンにては、一九二五年法に依ると、建物及附屬土地等は、其價の百馬克につき十二布、其他の土地にありては、五萬馬克以下に百馬克につき二十四布、五萬乃至十萬馬克の部には百馬克につき三十六布、十萬馬克以上の部には百馬克につき四十布とし、二萬馬克以下の財産にては特に百馬克につき二十布に減

タスマニアにては、一九〇二年法(セリグマンには一九〇二年とあるが、ミルスには一九〇五年とある)にては、五千磅以下の土地の不改良價值には、一磅につき半片、五千乃至一萬五千磅のには一磅につき八分五片、一萬五千乃至四萬磅のには一磅につき四分三片、四萬乃至八萬磅のには一磅につき八分七片、八萬磅以上は一磅につき一片であつた。處が一九一〇年に其稅率を變更し、二千五百磅以下の不改良土地一磅につき一片を出發點とし、順次遞加して、八萬磅以上のに一磅につき二片半まで課することにした。¹⁷⁾

(註一六) 此段階稅率はリツペドモルト、アンハルト(一九二五年)、一九一七年以來の伊太利に行はれ、更に壤にては舊時の課稅標準への直接間接の附加稅の形にて地租が行はるゝが、其がウチーン、フオラルベルグを除き其外の處にては此段階累進となる。アンハルトの一九二五—二六年法にては稅率は標準價格の千分二・七乃至九・〇といふことだ。尙最近バーデンの一九二六年法にては土地財産の稅は百馬克につき二十六布とし、一萬馬克以下の金額のときは特に百馬克につき十五布とし、一萬以上三萬馬克のときは特に百馬克につき二十布とするのも、此に依るのである。¹⁸⁾

(註一七) ニュージラランドにては一九一三年法にて其地租が三部より成り、其一は後にいふ追加累進課稅であり、今一は不在地主稅、そして、も一が此にいふものである。其は土地の不改良價值の一磅について一片の普通率を課し、其は一千五百磅以下にては五百磅を控除し、價值の上ほるに従ひ、段々と此控除額を減じて、二千五百磅以上にては控除を行はぬとして居る。プロイヤーに依ると、クインズランドにては同一比例率にて地價の上るに従ひ控除額を減少することによる間接累進に依るといふが、ミルスに依ると其は疑問である。¹⁹⁾

(B) 基本稅の外に追加稅を課することによるもの——がある。其も、

い)單なる比例率を追加稅として課し、基本稅と相待つて初めて累進となるものがあり(註一

17) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22. Derselbe, Grundsteuer. S. 1250. Prohasel, Die Grund- und Gebäudebesteuerung. S. 101. 116.
 18) Seligman, l. c. p. 95. Mills, l. c. p. 101.
 19) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22-23. Derselbe, Grundsteuer. S. 1250. 1251. Prohasel, a. a. O. S. 95. 111. Loewenfeld, Die österreichischen Steuern.

八)

(ろ) 追加税自身が累進となりて、基本税と相待つて二重に累進となるがある(註一九)。前者はあまりに簡單に過ぎるし、後者は又、あまりに複雑になり過ぎるといふ誹を免れぬ。全體上、矢張り前にいふた超過累進が勧めらるゝ。

(註一八) 南濠洲にては、土地の不改良價值に、一磅につき半片を正常に課税し、其外に、五千磅を越ゆる土地の不改良價值に、一磅につき半片の追加税を課する。⁶⁹⁾

(註一九) ポーランドにては、一九二三年以來、地主は一税區内にて其もつ土地の租税義務額が五十三ツロチー以上のときは、累進追加税を課せらるゝことになり、五十三乃至十七・六ツロチーにては一般水準率のみを課せられ、十七・六ツロチー以下にては二割控除に初まり、四・四ツロチーにて最高五割まで控除を許した。處が一九二四年法にては更に之を改正し、今日にては百〇六ツロチー以上にのみ累進追加税を課し、三十五・二〇ツロチー乃至八・八〇ツロチーにては二割を宥恕し、八・八〇ツロチー以下のに五割を宥恕する。即ち三十五・二〇乃至百〇六ツロチーに水準率が課せらるゝ。それから百〇六ツロチー以上に於ける累進追加税は、

一〇六——一七六ツロチーに正常率の一〇%、追加

一七六——五二八 二〇%追加

五二八——一二三二 三〇%追加

一二三二——二六四〇 四〇%追加

二六四〇——四三九八 五〇%追加

四三九八——六一五八 六〇%追加

六一五八——八七九六 八〇%追加

八七九六、以上

一〇〇、%追加

といふのである。²²⁾

米國オクラハマの一九〇八年の累進地租は、六百四十エーカー以上の大土地所有に對して、通例の不動産税の追加税を課するものである。そして其は土地の改良部を除いたものに課せられ、其は又、

六四〇、——一、二八〇、エーカーの平均課税價值弗……此の如き超過の百分一の四分一

一、二八〇、——三、〇〇〇、……此の如き超過の百分一

三、〇〇〇、——五、〇〇〇、……同右の百分二

五、〇〇〇、——一〇、〇〇〇、……同右の百分五

一〇、〇〇〇、——二五、〇〇〇、……同右の百分十

そして平均課税價值は、一エーカーにつき二十弗とし、土地の三百二十五エーカーは凡べての場合に此税から免ぜらるゝから、此税は都市には殆んど適用はない。²³⁾

次にクインスランドにては、正常地租の外に、二千五百磅以上の地價に追加税として超過累進を課し、其は二千五百乃至三千磅に、一磅につき一片、三千乃至四千磅につき一片半、四千磅以上に一磅につき二片とする。²⁴⁾

それからニュージランドの一八九一年法にては五千磅以下の價値にては一磅につき一片の普通率が課せられ、其以上のには各級により八分の一片づつを増加したる追加税を課し、二十一萬磅以上の土地財産にて二片四分三を拂ふことになる。即ち其追加税は

五千——一萬磅 八分一片

一萬——二萬磅 八分二片

二萬——三萬磅 八分三片

三萬——四萬磅 八分四片

四萬——五萬磅 八分五片

21) Seligman, l. c. p. 94. Mills, l. c. p. 146.

22) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22. Derselbe, Grundsteuer. S. 1251. Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik Polen. S. 215-216.

23) Seligman, l. c. p. 116-117.

24) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22. Mills, l. c. p. 126.

五萬——七萬磅

八分六片

七萬——九萬磅

八分七片

九萬——十一萬磅

一片

十一萬——十三萬磅

一片八分一

十三萬——十五萬磅

一片八分二

十五萬——十七萬磅

一片八分三

十七萬——十九萬磅

一片八分四

十九萬——二十一萬磅

一片八分五

二十一萬磅及以上

一片八分六

但し土地改良部には比例率のみを課し、累進は不改良部にのみ課せられる。一九〇三年に此累進追加税が下の方にて低減し上の方にて引上げられ、十六分一片に初まり三片に至ることになつた。一九〇七年には更に四萬磅以上の處にて税率を引上げ、一九一〇年には一層の増率を行ひ、一九一三年には此國の地租が三部より成ることになりて、其一部が此にいふ追加税で、五千磅を越ゆる土地財産の一磅につき一片の三十二分一に初まり、段々増して、二十萬及以上にて一磅につき五片六分五に至るものとなつた。²⁵⁾

(二) 特殊累進に依るもの

(A) 土地の管理方法の相違に依る差等課税——

(い) 自作と小作とを區別して自作を小作に比して輕課する方法(註二〇)、

(ろ) 在住地主と不在地主とを區別して在住地主を不在地主よりも輕課する方法(註二一)。

(註二〇) ルメニアにては自作獎勵の爲め、小作地を自作地よりも高く課税し、所有者が自作するときは五%、所有者が自國

に在住して他人に其土地を賃貸するときは六%を課す。クインスランドにても、土地所有者自身(不在地主、會社を除く)から農業、乳産、牧畜に用ゐらるゝ土地は特別宥恕を受くる。²⁶⁾ 我邦にても義務者(法人を除く)の住所都市町村及其隣接市町村内に於ける田畑地價の合計金額、其同居家族の分と合算して二百圓未満なるとき田畑地租を免除する(小作に附した田畑を除く)となつて居る。のも同趣旨だ。

(註三) ルメニアにては、土地所有者が自國に在住して他人に賃貸するときは六%を課するが、不在者即ち外國在住なるときは其二倍、即ち一二%を課する。²⁷⁾ 南濠洲にては、一年以上國外に在る不在地主の場合に二割の追加税を課することとし、ニュージーランドにては、三年以上不在なる者に二割を追加課税したが、一九〇三年に此年限を改めて一年とし、追加の割合を五割に引上げた。一九一〇年には年限を更に改めて、四年間の少くとも半分不在なるものとし、一九一三年には、地租の第三部として不在地主には累進追加税を五割だけ追加課税することとした。²⁸⁾

濠洲聯邦の地租は不在地主と在住者とによりて率を別にする。其一九一四年法に依れば(1)在住者には課税價値が七萬五千磅よりも大でないときには、其第一の磅の稅率は $\frac{1}{10750}$ 片とし、其課税價値一磅を増す毎に、 $\frac{1}{10750}$ 片づつを加へる。て稅の平均率の計算の爲めの公式は $R = 1 + \frac{1}{10750} \frac{V}{V}$ 片 $V =$ 課税價値の磅

(2)不在者の場合には課税價値が五千磅よりも大くないときには稅率は一磅につき一片とし、五千磅よりも大いときには、一磅につき一片の率が第一の五千磅に適用せられ、其上の額には前のと同一の累進率が課せられる。で、かゝる額に於ける平均稅率の計算の公式は $R = 2 + \frac{E}{10750}$ 片 $E =$ (五千磅を越ゆる總額磅) $\times 100$ ²⁹⁾

(B) 土地の用法の相違に依る差等課税

(い) 利用促進の爲めの特別輕稅

26) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22. Kleinwächter, a. a. O. S. 148. Mills, l. c. p. 126.
 27) Bräuer, Ertragsteuern. S. 22. Kleinwächter, a. a. O. S. 148.
 28) Seligman, l. c. p. 94-95. Shirras, P. f. p. 214. Nitti, l. c. p. 33.
 29) Seligman, l. c. p. 95-97. Jensen, l. c. p. 432. Nitti, l. c. p. 33.

(1) 一定の利用情態への特別輕稅(註二二)。

(2) 利用の遲速により其速なりしものへの特別輕稅(註二三)。

(ろ) 抑壓の要あるものに對する特別重稅、

(1) 奢侈用の土地への重稅(註二四)、

(2) 不利用土地への重稅(註二五)、

(註二二) クインスランドにては、一九一六年法にて一般地租の上に不改良地に地價一磅につき二片の追加稅を課する。(反面に改良地は輕稅となる) ルメニアにては森林を輕課し農地を之よりも重く課す³¹⁾

我邦にて土地の種類により宅地、田畑、其他にて區別した稅率を適用するのは恐らく或ものを宥恕するのではなく、法定課稅標準の實際に近接する度合の大小を見て差等したものであらう。但し我邦にても、官有の水面を埋立て又は干拓し民有に歸したる土地、耕地整理の施行により其地域内の國有の森林原野又は荒蕪地を開拓して第一類地としたるとき、國有の水面を埋立て又は干拓して民有地としたるとき、造林地などに一定期間免租するのは、此にいふ利用促進の爲めの輕稅の一方法である。

(註二三) 前出註一四參照。

(註二四) 西班牙にては、奢侈用地(狩獵地、保養地等)には、一般地租の上に、追加稅を課するといふことだ。——尤も獨逸

にては、スゴルト「用の土地を却つて減免する例がある。例之、アンハルトにては遊戯場(スゴルトブレツツエ)を免稅し、ブラウンシュヴァイヒにても、運動及スゴルト協會の土地(此目的に専ら用立つ所の)を全く又は一部免稅する。³²⁾

30) Mills, l. c. p. 235.

31) Mills, l. c. p. 126. Bräuer, Ertragsteuern, S. 21-23.

32) Bräuer, Ertragsteuern, S. 22.

33) Prohasel, a. a. O. S. 94. 118.

(註二五) 前出註一三參照。

(C) 土地の等級に依る差等課税——此は地租を土地の何等かの價値の大小に依らず、單に土地の面積の大小に依つて課するが如き場合に、之に差等を附する爲め土地に等級を分くるのであつて全く例外的なる粗なる課税方法に屬する(註二六)。

(註二六) 此が歸國に現に行はれて居る。此國の都市區に課せらるゝ地代税が、其都市の行政上の重さ、人口の密度、商工業の發達、交通事情、近接農業地の収益能力によりて各都市を十級に分ち、或都市中の土地は凡べて同一率を課し、其率は面積により、其近接農業地の平均収益能力を考慮して定められる。其一九二七年法に依ると、一平方メートルにつき左の税を課す。(コベック)

第一號地	〇、〇三	第二號地	〇、〇六
第三號地	〇、一〇	第四號地	〇、一五
第五號地	〇、二〇	第六號地	〇、二五
第七號地	〇、三〇	第八號地	〇、三五
第九號地	〇、四五	第十號地	〇、六五

(D) 救済の爲めの差等課税——といふのは自然的の變災により不利を被りたるもの又は法律上の拘束により不利の境に置かるゝものに特に宥恕を與ふるの趣旨に出づるものである(註二七)。

(註二七) 例之、ブラウンシユワイヒにて、一九二七年法にて普通の土地及建物の税率は課税標準の千分三、だのに、全部又は一部、國の住居強制法に従ふものには千分二・四といふ少しく輕い率を課する。³⁴⁾我國にて砂防法により一定の行爲を禁止

34) Bräuer, Grundsteuer. S. 1250. Haensel, Die Finanz- und Steuerverfassung der Union der sozialistischen Sowjet-Republiken. S. 140-141.

35) Prohasel, a. a. O. S. 120.

又は制限せらるゝ土地を全免し、荒地、災害又は天候不順により收穫皆無となるものを一定期間免租するが如きも同一趣旨のものである。

結 論

以上要之、地租の税率は比例といふことが可なり廣く人の頭を支配して居るけれども、熟考すれば地租にも累進を採用すべき理由が能力原則上にも、生産及社會政策上にも、將た道義上にも存するといふを見出すし、そして既に之を採用した先例が色々の形式にて存在して居るのだから、今、我國の地租を改正するならば、此點をも考究して相當に之を取入れては如何かと思ふ。